

公益社団法人三重県獣医師会
役員 の 理事会 推薦 内規

(目 的)

第 1 条 公益社団法人三重県獣医師会定款第 2 5 条第 1 項の規定に基づく役員 の 改選 にあ
た っ て、理 事 会 が 推 薦 す る 役 員 に つ い て は、こ の 内 規 の 定 め る と こ ろ に よ る。

(理事の推薦区分および員数)

第 2 条 理事の推薦区分および員数は次のとおりとする。

	区 分	区 域 名	員 数
1 区	桑員支部	桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡	1
2 区	三泗支部	四日市市、三重郡	1
3 区	鈴鹿支部	鈴鹿市、亀山市	1
4 区	津支部	津市	2
5 区	松阪多気支部	松阪市、多気郡	1
6 区	伊勢志摩支部	伊勢市、鳥羽市、度会郡、志摩市	1
7 区	伊賀支部	伊賀市、名張市	1
8 区	紀州支部	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡	1
9 区	産業動物臨床部門	第 4 条 第 1 項 各 号 に 定 め る 部 門	2
1 0 区	小動物部門	〃	2
1 1 区	畜産・家畜衛生部門	〃	2
1 2 区	公衆衛生部門	〃	2
1 3 区	全域	学識経験者	1
		総員数	1 8

第 3 条 監事の推薦区分および員数は、次のとおりとする。

区 分	員 数
理事選出区分にかかる 1 区から 8 区	1
理事選出区分にかかる 9 区から 1 2 区	1
全域または会員外	1
総員数	3

(部門の定義)

第 4 条 第 2 条 の 推 薦 区 分 の う ち、9 区 から 1 2 区 の 部 門 の 定 義 は 次 の と お り と す る。

- (1) 産業動物臨床部門は、産業動物の診療に携わるまたはその団体に所属する会員。
- (2) 小動物部門は、小動物の診療施設を経営するまたはそれに勤務する会員。
- (3) 畜産・家畜衛生部門は、農林水産関係に携わるまたは同経験を有する会員。
- (4) 公衆衛生部門は、健康福祉関係に携わるまたは同経験を有する会員および他の
部会に所属しない職域に勤務または自営または無職の会員。

2 同第 1 3 区 の 全 域 選 出 区 分 に つ い て は、他 の 区 分 に 属 さ ない 学 識 経 験 者 等 を 充 て る こ

とができる。

(推薦の方法)

第5条 理事および監事の推薦の方法は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に定める1区から8区の理事候補者は、支部単位で推薦されたものをあてる。なお、理事に選任された場合には支部長を兼ねるものとする。ただし、第4区については2名のうち1名を支部長とする。
- (2) 第2条に定める9区から13区の理事候補者および第3条に定める監事候補者(全域または会員外監事を除く)は、第3条に定める各区分の会員の推薦を得たものをあてる。
- (3) 第3条に定める全域または会員外監事は、理事会が推薦し、総会に諮るものとする。

(推薦の時期)

第6条 理事候補者および監事候補者の理事会における推薦の時期は、役員改選総会のおおむね1ヶ月以前とする。

(改 廃)

第7条 この内規の改廃は、理事会の議決による。

附 則

- 1 この内規は、公益法人の設立の登記の日から施行する。